

オミクロン株の急速拡大に伴う西東京市公共施設の緊急対応について（方針）

新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）による感染者数の急速な増加を受け、市内公共施設において、下記の緊急対応を図ることとする。

記

1 公共施設の緊急対応期間

令和4年1月17日から同月31日まで

2 夜間の利用を制限する施設（午後9時以降 利用不可）

- (1) 保谷こもればいホール
- (2) コール田無
- (3) 市民交流施設
- (4) 住吉会館「ルピナス」
- (5) 福祉会館（地域社会利用施設）
- (6) 障害者総合支援センター「フレンドリー」会議室A
- (7) 保谷障害者福祉センター
- (8) 田無総合福祉センター
- (9) 屋内スポーツ施設（スポーツセンター等）
- (10) エコプラザ西東京
- (11) 公民館（柳沢・芝久保・谷戸・保谷駅前・ひばりが丘）
- (12) 田無公民館（仮）活動室（田無総合福祉センター3階）

3 その他利用の制限等を行う施設

- (1) 障害者総合支援センター「フレンドリー」（A会議室以外の会議室 利用不可）
- (2) 図書館（座席利用の制限付き開館）

4 その他

- (1) 市内の新規感染者が急速に増加していることから、施設利用に際しては、施設利用者自身の体調管理や施設利用前後における消毒作業等に関し、施設管理者及び施設利用者は、これまで以上にその徹底を図ること。
- (2) 施設の利用可能定員は、利用内容に応じて各施設が定める。

- (3) その他施設利用に関する詳細は、各施設において定め、周知する。
- (4) 公共施設予約システムのロビー端末が使用できない施設は、次のとおりとする。
障害者総合支援センター「フレンドリー」
- (5) 調理室（調理利用の場合）、入浴施設は、終日利用不可とする。
- (6) 本方針に定める事項に関し、新型コロナウイルス感染症対策に必要な事項が新たに生じた際は、その内容に基づき適宜見直すものとする。

「東京都の「基本的対策徹底期間」における西東京市公共施設の対応について（方針）」（令和3年11月26日西東京市新型コロナウイルス感染症対策本部決定）は、本方針の決定をもって廃止する。